

森氏 狭まる包囲網

政府・与党に進退問う声 2

変異ウイルス判定

ロシュ、日本でPCR試薬 3



日本経済新聞

2月11日 木曜

発行所 日本経済新聞社
東京本社 03-3561-3111
〒100-8066 東京都千代田区千代田1-1-1
大阪本社 06-6202-1111
名古屋支社 052-533-1111
西部支社 092-233-1111
札幌支社 011-233-1111

ザ・パーク

https://www.thiepp.com

日経電子版
https://www.nikkei.com
新聞購読のお問い合わせ
https://www.nikkei.com/customer-support
ご購読・お申し込み
0120-21-4949
https://support.nikkei.com

土地登記 相続3年以内に

法制審答申 違反なら過料

法制審議会(法相の諮問機関)は10日、相続や住所・氏名を変更した時に土地の登記を義務付ける法改正案を答申した。相続から3年以内に申請しなければ10万円以下の過料を科す。所有者に連絡がつかない所有者不明土地(3面きょうの土地)は全体の2割程度に達し、土地の有効活用の弊害になっている。

所有者2割不明、対策急ぐ

法制審の総会で民法や不動産登記法などの改正案の要綱を示した。政府は3月に改正案を閣議決定する。国会で成立させ、2023年度にも施行する。

いまは相続が発生しても登記は義務ではない。申請しなくても罰則はない。土地の価値が低かったり、手続きが面倒と感じたりした場合は放置する例がある。死亡者の名義のまま年月を経れば、所有権の把握は難しくなる。

所有者が不明の空き家や荒地は処分ができず、周辺地の地価が下がったり景観が悪化したりする問題がある。公共事業や民間の都市開発が一

土地相続や登記が大きく変わる (法制審の民法など改正案)

相続時の登記を義務化

- 取得を知ってから「3年以内」に登記申請
→違反すれば10万円以下の過料
- 10年間、遺産配分未定なら法定割合で分割
- 住基ネットで行政が死亡情報を登記
- 死亡者が名義人の不動産一覧を行政が発行

土地の所有権を放棄しやすく

- 建物や土壌汚染がなければ国庫に返納可
- 審査手数料と管理負担金を納入

住所・氏名変更 法人の移転登記も義務化

- 2年以内に申請
→違反すれば5万円以下の過料
- 本人意向を確認後、行政が登記変更可
- 海外居住者は国内連絡先を登記に記載

所有者不明の土地・建物を活用

- 公告を経て他の共有者で管理や変更も
- 補修や短期の賃貸借を共有者の過半数で決定
- 裁判所の許可で管理人を選べば売却も

緊急事態 週内解除

10都府県、病床

政府は新型コロナウイルスの感染拡大を受けた10都府県の緊急事態宣言について、週内の解除を見送る。新規感染者数は減少傾向にあるものの、病床の逼迫が続いており、時期尚早と判断した。宣言は3月7日まで。来週以降、状況が改善した地域から前倒し解除を討つ。

部所有者不明地のために進まないケースも多い。法務省によると所有者不明土地が発生する理由の66%は相続登記がないことで、34%が住所変更の不備だといふ。改正案では取得を知った

てから3年以内に登記を申請しなければ10万円以下の過料を科す。住所変更や結婚などで氏名が変わった場合も、2年以内に申請しなければ5万円以下の過料になる。法人が本社の登記変更を届け出ない場合も過料の対象になる。

一連の罰則は、法施行後に新たに相続する人が対象になる。施行前の相続などに伴う問題は一定の猶予期間を定めて適用する見通しだ。

登記手続きの負担は減らす。相続人のうち1人の申し出で登記ができる。10年間、届け出がなければ行政が法律で定める割合で遺産を「法定相続」行政が住民サービスで把握し、登記に反映する仕組み。死亡者が名義不動産の一覧情報で親族が簡単に土地やビルなどの共有者が不明や売却をしやす

トヨタ自動車
2021年3月
業績見通し(同業)を上方修正
最終的なもうけは益は前期比7.9000億円は30%減の1億円)を見込む

51年という目標時期
だけだ。地元には更